

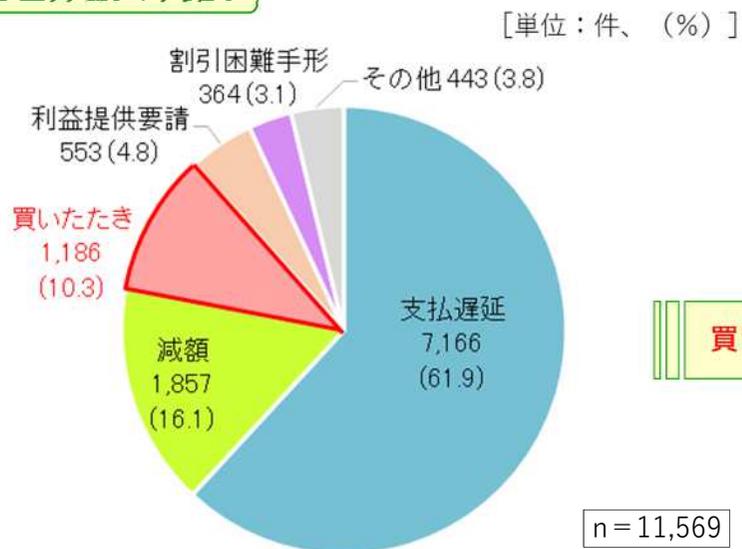
「価格転嫁に係る業種分析報告書」の概要

- 令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。
- 公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、令和3年度における下請法違反被疑事件の処理状況、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果に基づき、事例、実績、業種別状況等について、「価格転嫁に係る業種分析報告書」を取りまとめた。
- 公正取引委員会及び中小企業庁は、今後、法違反が多く認められる業種について、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行っていく。

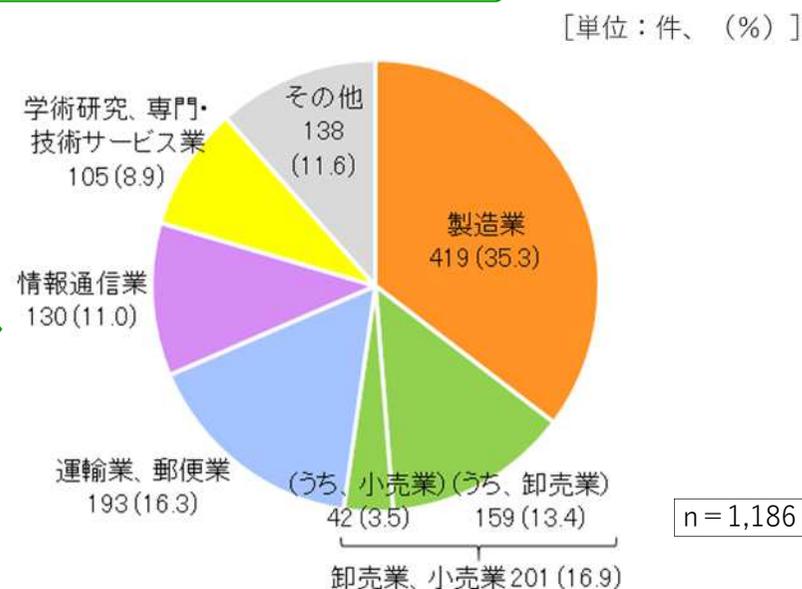
下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況 (全処理件数11,569件及び買ったたき1,186件の分析)



全処理件数の内訳



買ったたきの内訳（大分類）



(注) 公正取引委員会において「勧告又は指導」を行った事件及び中小企業庁において「警告又は改善指導」を行った事件について記載している。

下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況
 (全処理件数11,569件のうち、買ったたき1,186件の分析)



買ったたきの内訳 (中分類)

製造業に対する処理件数の内訳		
業種	件数	割合
金属製品製造業	70件	16.7%
生産用機械器具製造業	64件	15.3%
輸送用機械器具製造業	38件	9.1%
その他	247件	58.9%
合計	419件	100%

製造業以外に対する処理件数の内訳		
業種	件数	割合
道路貨物運送業	175件	22.8%
情報サービス業	83件	10.8%
技術サービス業	71件	9.3%
その他	438件	57.1%
合計	767件	100%

買ったたきの事例

- 親事業者は、下請事業者から燃料価格が上昇したため、上昇分の取引価格への反映を求められたにもかかわらず、運送料金は荷主との間で既に決まっておき、荷主の業界の景気が悪い状況で下請事業者に利益を還元することは困難であるとして、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていた。【道路貨物運送業】
- 親事業者は、最低賃金が引き上げられたことを理由に下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、自社のコスト上昇につながることは受け入れられないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。【金属製品製造業】

- 親事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響により下請事業者への発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。【生産用機械器具製造業】
- 親事業者は、下請事業者から、鋼材の仕入価格が高騰したことを理由に単価の引上げを求められたにもかかわらず、顧客が認めない限り、値上げ要請には応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。【輸送用機械器具製造業】

独占禁止法－荷主と物流事業者との取引に関する調査
 (注意喚起文書を送付した荷主641名の分析)



荷主641名の内訳 (大分類・中分類)

大分類 中分類	荷主数	割合	大分類 中分類	荷主数	割合	大分類 中分類	荷主数	割合
製造業	280名	43.7%	卸売業、小売業	220名	34.3%	複合サービス事業	68名	10.6%
食料品製造業	35名	5.5%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	60名	9.4%	協同組合	68名	10.6%
生産用機械器具製造業	31名	4.8%	機械器具卸売業	46名	7.2%	建設業	34名	5.3%
化学工業	30名	4.7%	その他の卸売業	30名	4.7%	総合工事業	21名	3.3%
金属製品製造業	20名	3.1%	飲食料品卸売業	27名	4.2%	その他	13名	2.0%
電気機械器具製造業	15名	2.3%	その他	57名	8.9%	その他	52名	8.1%
輸送用機械器具製造業	15名	2.3%				合計	641名	100%
その他	134名	20.9%						

買ったたきの事例

(※買ったたきについて注意喚起文書を送付した荷主は26名)

- 荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたが、ほかにも低価格で運送を行う物流事業者が存在するとして取引先変更の可能性がある旨通告し、引上げに応じなかった。【窯業・土石製品製造業】
- 荷主は、物流事業者からの契約金額の交渉の要望を門前払いし、最初(40～50年前)に契約した金額を継続して据え置いている。【設備工事業】
- 荷主は、物流事業者に対し、努力すれば人件費を更に削減できるだろうと主張し、一方的に運賃を引き下げた。【機械器具小売業】
- 荷主は、物流事業者から複数回にわたり運賃交渉を求められたにもかかわらず、一度も返答せず交渉に応じなかった。【水運業】